

**遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更  
運用マニュアル**

**平成 25 年 3 月  
青森県 県土整備部**

## 1. はじめに

本試行は、平成24年度補正予算等の執行に伴って一部の建設資材の逼迫が生じ、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくことが想定される。このため、当該建設資材について当初に調達条件を明示したうえで、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合に、輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更により対応可能とするものである。

## 2. 試行対象工事

本試行の対象工事は、以下の工事とする。

- 1) 平成25年4月1日以降公告または指名通知する工事。
- 2) 平成25年4月1日以降に変更契約する工事。

## 3. 設計変更の対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用。

なお、ここでいう「地域」とは、別表で区分する地域とし「所在地」とは土木工事標準積算基準書(共通編)で定めた「所在地」とする。

## 4. 対象資材

対象資材は下記のとおり。

- ・ 砕石
- ・ 土砂
- ・ アスファルト合材
- ・ 生コンクリート
- ・ 仮設材

## 5. 主な手続き

- 1) 特記仕様書に本試行の対象工事であることを明示する。

<記載例>

### 10.その他-17 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
砕石	M-40	八戸地域
土砂	山土	八戸地域
アスファルト合材	⑤密粒度(20F)改質Ⅱ型As=6.0~8.0%	八戸地域
生コンクリート	土木②18-8-40 W/C≤60%	八戸地域
仮設材(鋼矢板)	Ⅳ型	八戸市

- 2) 契約中の工事に追加する場合は、速やかに上記の特記仕様書記載例について、監督職員から受注者に対し指示を行うものとする。

- 3) 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

## 別表

地域名	地 域 内 市 町 村 名
青森	青森市（旧青森市）・平内町
外ヶ浜A	外ヶ浜町（旧蟹田町）・蓬田村
今別	今別町
外ヶ浜B	外ヶ浜町（旧平館村）・外ヶ浜町（旧三厩村）
弘前	弘前市（旧弘前市）・弘前市（旧岩木町）・弘前市（旧相馬村）・黒石市 西目屋村・藤崎町（旧藤崎町）・藤崎町（旧常盤村）・大鱈町 青森市（旧浪岡町）・平川市（旧尾上町）・平川市（旧平賀町） 平川市（旧碓ヶ関村）・田舎館村
八戸	八戸市（旧八戸市）・八戸市（旧南郷村）・南部町（旧名川町） 南部町（旧福地村）・階上町
五戸	五戸町（旧五戸町）・五戸町（旧倉石村）・新郷村
三戸	三戸町・田子町・南部町（旧南部町）
五所川原A	五所川原市（旧五所川原市）・五所川原市（旧金木町） 五所川原市（板柳町）・鶴田町
五所川原B	五所川原市（旧市浦村）・中泊町(旧小泊村)
中泊	中泊町（旧中里町）
十和田	十和田市（旧十和田市）・十和田市（旧十和田湖町）・三沢市・六戸町 おいらせ町（百石町）・おいらせ町（旧下田町）
野辺地	野辺地町・七戸町（旧七戸町）・七戸町（旧天間林村）・横浜町 東北町（旧上北町）・東北町（旧東北町）
六ヶ所	六ヶ所村
むつA	むつ市（旧むつ市）・むつ市（旧川内町）・むつ市（旧大畑村）・東通村
むつB	むつ市（旧脇野沢村）
大間	大間村・風間浦村・佐井村
鱒ヶ沢	鱒ヶ沢町・つがる市（旧木造町）・つがる市（旧森田村）・つがる市（旧柏村） つがる市（旧稲垣村）・つがる市（旧車力村）
深浦	深浦町（旧深浦町）・深浦町（旧岩崎村）